

令和 7 年

第 6 回 日向市議会(定例会)議案

11 月 28 日

日向市

# もくろく

議案第97号	日向市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	1
議案第98号	日向市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例	5
議案第99号	日向市部設置条例の一部を改正する条例	11
議案第100号	日向市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	12
議案第101号	日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	14
議案第102号	日向市墓園条例	16
議案第103号	日向市火災予防条例及び日向市火入れに関する条例の一部を改正する条例	20
議案第104号	日向市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	23
議案第105号	日向市立学校設置条例の一部を改正する条例	31
議案第106号	第2次日向市過疎地域持続的発展計画の策定について	32
議案第107号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	33
議案第108号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	34
議案第109号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	35
議案第110号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	36
議案第111号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第112号	財産の取得について	38
議案第113号	令和7年度日向市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第114号	令和7年度日向市簡易給水施設特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第115号	令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第116号	令和7年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第117号	令和7年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第118号	令和7年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第119号	令和7年度日向市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第120号	令和7年度日向市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第121号	令和7年度日向市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊

## 日向市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

日向市男女共同参画推進条例（平成20年日向市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)  第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。	(趣旨)  第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 <u>(以下「男女共同参画施策」という。)</u> の基本となる事項を定めるものとする。
(市の責務)  第10条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を主要な政策と位置付けるとともに、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、 <u>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</u> （積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。  2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、 <u>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</u> の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）と連携し、男女共同参画社会の形成を図るよう努めなければならない。  3 [略]	(市の責務)  第10条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を主要な政策と位置付けるとともに、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、 <u>男女共同参画施策</u> （積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。  2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、 <u>男女共同参画施策</u> の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）と連携し、男女共同参画社会の形成を図るよう努めなければならない。  3 [略]
(市民の責務)  第11条 [略]	(市民の責務)  第11条 [略]

2

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 [略]

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 [略]

(教育に携わる者の責務)

第13条 [略]

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～4 [略]

(相談及び苦情の処理)

第20条 [略]

2 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 [略]

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 [略]

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

3 [略]

(教育に携わる者の責務)

第13条 [略]

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第15条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する男女共同参画施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～4 [略]

(相談及び苦情の処理)

第20条 [略]

2 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 [略]

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために、情報

的に実施するために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第23条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する拠点施設として、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例  
(平成13年日向市条例第22号)に規定する日向市男女共同参画社会づくり推進ルームを位置づけ、その施設の機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第24条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(設置等)

第25条 [略]

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(3) 必要があると認めるときは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を自ら調査審議し、市長に意見を述べること。

3～6 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第23条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する拠点として、日向市男女共同参画社会づくり推進ルームを位置づけ、その機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第24条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(設置等)

第25条 [略]

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画施策及び重要事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(3) 必要があると認めるときは、男女共同参画施策及び重要事項を自ら調査審議し、市長に意見を述べること。

3～6 [略]

(日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例の廃止)

2 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例（平成22年日向市条例第22号）は、廃止する。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

日向市市民活動支援センター条例（平成21年日向市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(指定管理者による管理)</u>	
<u>第5条 支援センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u>	
<u>2 指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年日向市条例第19号）に定めるもの</u> <u>のほか、市長が別に定める。</u>	
<u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u>	
<u>第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u>	
<u>(1) 第9条に規定する使用の許可等に関する業務</u>	
<u>(2) 第12条に規定する使用の許可の取消し等に関する業務</u>	
<u>(3) 市民活動の支援に関する業務</u>	
<u>(4) 市民活動に係る調査及び研究に関する業務</u>	
<u>(5) 支援センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務</u>	
<u>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u>	
<u>(開館時間)</u>	<u>(開館時間)</u>
<u>第7条 支援センターの開館時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u>	<u>第5条 支援センターの開館時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u>

(1)・(2) [略]

(休館日)

**第8条** 支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)・(2) [略]

(使用の許可等)

**第9条** 支援センターの施設を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、支援センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を行わないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 支援センターの施設をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

**第10条** 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、支援センターの施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

**第11条** 使用者は、支援センターの使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに使用の許可に付された条件及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(1)・(2) [略]

(休館日)

**第6条** 支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)・(2) [略]

(使用の許可等)

**第7条** 支援センターの施設又は備品（以下「支援センター等」という。）を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、支援センター等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に必要な条件を付することができる。

3 市長は、支援センター等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を行わないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 支援センター等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他支援センター等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

**第8条** 支援センター等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

**第9条** 使用者は、支援センター等の使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに使用の許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの施設の使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) その他その使用が支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第13条 支援センターの施設の使用料は、無料とする。

(原状回復)

第14条 使用者は、支援センターの施設の使用を終了したとき、又は第12条の規定により、支援センターの施設の使用を制限され、若しくは停止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によって、支援センターの施設等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 [略]

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センター等の使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止させ、若しくは使用の許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(1)～(3) [略]

(4) その他その使用が支援センター等の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に掲げる額（以下「使用料」という。）を市長に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市民活動団体（市民活動を行う団体であって、規則で定めるところにより事前に市の登録を受けた団体をいう。）が支援センター等を使用するときの使用料は、無料とする。

(原状回復)

第12条 使用者は、支援センター等の使用を終了したとき、又は第10条の規定により、支援センターの施設の使用を制限され、若しくは停止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項本文の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によって、支援センター等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 [略]

第16条 [略]

附則の次に次の別表を加える。

第14条 [略]

別表（第11条関係）

1 会議室使用料

<u>時間</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>昼間</u>	<u>夜間</u>	<u>午後・夜間</u>	<u>全日</u>
<u>区分</u>	<u>午前9時から</u>	<u>午後1時から</u>	<u>午前9時から</u>	<u>午後6時から</u>	<u>午後1時から</u>	<u>午前9時から</u>
	<u>正午まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>午後9時まで</u>	<u>午後9時まで</u>	<u>午後9時まで</u>
大会議室	<u>1,320円</u>	<u>1,650円</u>	<u>2,970円</u>	<u>1,320円</u>	<u>2,970円</u>	<u>4,290円</u>
小会議室	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,430円</u>	<u>550円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,980円</u>

2 冷房・暖房設備使用料

<u>時間</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>昼間</u>	<u>夜間</u>	<u>午後・夜間</u>	<u>全日</u>
<u>区分</u>	<u>午前9時から</u>	<u>午後1時から</u>	<u>午前9時から</u>	<u>午後6時から</u>	<u>午後1時から</u>	<u>午前9時から</u>
	<u>正午まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>午後9時まで</u>	<u>午後9時まで</u>	<u>午後9時まで</u>
大会議室	<u>770円</u>	<u>990円</u>	<u>1,760円</u>	<u>770円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,530円</u>
小会議室	<u>270円</u>	<u>440円</u>	<u>710円</u>	<u>270円</u>	<u>710円</u>	<u>980円</u>

備考 使用許可を受けた時間を超過して使用する場合の当該超過した時間に係る使用料は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 正午から午後1時までの使用 午前の使用料の30パーセントに相当する額

(2) 午後5時から午後6時までの使用 午後の使用料の25パーセントに相当する額

3 その他の附属設備及び備品使用料は、1回につき2,200円の範囲内で規則で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の日向市市民活動支援センター条例第7条及び第11条の規定による使用の許可等に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市部設置条例の一部を改正する条例

日向市部設置条例（平成17年日向市条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市民環境部</p> <p>ア <u>市税の賦課徴収</u>に関すること。</p> <p>イ [略]</p> <p><u>立～ク</u> [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市民環境部</p> <p>ア <u>市税</u>に関すること。</p> <p>イ [略]</p> <p><u>ウ 債権管理</u>に関すること。</p> <p><u>エ～ケ</u> [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

日向市職員特殊勤務手当支給条例（昭和36年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 消防職員に対する特殊勤務手当			1 消防職員に対する特殊勤務手当		
種別	支給条件	手当額	種別	支給条件	手当額
〔略〕			〔略〕		
緊急消防援助隊派遣手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として、災害が発生した <u>市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合</u> （次項に掲げる場合を除く。）	〔略〕	緊急消防援助隊派遣手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として、災害が発生した <u>箇所又はその周辺において災害警備又は遭難救助の業務に従事した場合</u>	〔略〕
				災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された区域において災害警備又は遭難救助の業務に従事した場合	1日につき 1,080円
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、 <u>避難勧告</u> 、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域に	1日につき 1,680円		災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において、緊	1日につき 2,160円	

において、緊急消防援助隊として、 <u>災害</u> が発生した市町村の消防の応援又は支 援のための業務に従事した場合	急消防援助隊として、 <u>災害警備又は避</u> <u>難救助</u> の業務に従事した場合
[略]	[略]
2 [略]	2 [略]
[略]	[略]

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市税賦課徵収条例の一部を改正する条例

日向市税賦課徵収条例（昭和30年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、日向市公告式条例（昭和40年日向市条例第17号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うもの</u>とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）</u>を<u>地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を講じるとともに、<u>公示事項が記載された書面を日向市公告式条例（昭和40年日向市条例第17号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置を講じることによってするものとする。</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の第18条の規定は、前項に定める施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市墓園条例

日向市墓園条例（昭和41年日向市条例第15号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日向市の墓園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 墓園 墓所及びその周囲の緑地並びに緑地内に設ける施設で構成された一体的な区域をいう。

（2） 墓所 墓園内に焼骨を埋蔵する墳墓を設けるための区画をいう。

### （名称及び位置）

第3条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	日向市城山墓園
位 置	日向市大字塩見字中山崎

### （使用者の資格）

第4条 墓所を使用しようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が規則で定める特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

（1） 本市に住所を有する者であること。

（2） 祭祀を主宰する者であること。

### （使用の許可）

第5条 墓所を使用しようとする者は、市長に使用の許可を申請しなければならない。

2 市長は、前項の使用を許可したときは、使用許可証を交付するものとする。

3 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、使用許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

4 市長は、使用の許可に際し、墓所を指定するものとする。

### （使用料）

第6条 墓所の使用料の額は、墓所1平方メートルにつき36,000円とする。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から規則で定めるところにより徴収する。

### （割増使用料）

第7条 市長は、第4条ただし書の規定による使用者については、使用の許可の際、前条第1項に定める使用料に100分の50を乗じて得た額を加算して得た額を徴収する。

### （管理料）

第8条 市長は、墓園の維持管理のため墓所の使用者から管理料を徴収する。

2 前項に定める管理料の額は、1年につき2,500円とし、規則に定めるところにより徴収する。

### （使用料等の減免）

第9条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料及び

管理料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第10条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、規則に定めるところにより使用料等の一部を還付することができる。

（使用の制限）

第11条 墓所は、焼骨の埋蔵以外の目的でこれを使用してはならない。ただし、碑石、形像類の建設又は祭祀に伴う使用については、この限りでない。

2 墓所の使用は、使用者1人につき1墓所とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用権の譲渡禁止等）

第12条 墓所の使用権は、他人に譲渡し、又は転貸することはできない。

（使用権の承継）

第13条 墓所の使用権は、使用者の相続人又は親族等で祭祀を主宰する者その他市長が規則で定める特別の事由があると認める者に限り、これを承継することができる。

2 前項の規定により使用権を承継しようとする者は、速やかに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可をしたときは、使用許可証を交付するものとする。

（住所、氏名の変更届）

第14条 墓所の使用者は、住所又は氏名に変更を生じたときは、規則に定めるところにより市長に届け出なければならない。

（代理人の選定）

第15条 墓所の使用者は、市外に住所を変更した場合その他規則で定める事由に該当する場合は、市内に住所を有する者を代理人に選定し、市長に届け出なければならない。

2 代理人は、墓所の使用者に代わり使用者の義務を負うものとする。

3 市長は、使用者に特別の事由があると認めるときは、代理人を選定及び届出を免除することができる。

（使用許可証の再交付等）

第16条 使用者及び代理人は、第5条第2項又は第13条第3項に規定する使用許可証を汚損し、又は滅失したときは、すみやかに市長に届け出て、使用許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (3) 使用料等を納めないとき。
- (4) 使用許可を受けた後3年を経過しても墳墓を設けず、又は使用のための設備を設けないとき。
- (5) 墓所における物の堆積又は放置、雑草の繁茂等により、隣接する墓所、施設等に衛生上、防災上又は環境上支障が生じる程度の影響を及ぼすとき。
- (6) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により市長が墓所の使用許可を取り消した場合において、使用者が損害を受けても、市長はその責任を負わない。

(墓所の返還)

第18条 使用者は、使用している墓所が不用になったとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、その墓所を原状に回復して返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、改葬、墳墓等の移転その他の必要な措置をすることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用を使用者から徴収することができる。

(使用権の消滅)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は消滅するものとする。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族等で祭祀を主宰する者がないとき。
- (2) 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。
- (3) 第13条第1項の規定により使用権を承継しようとする者が、使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても同条第2項の規定による申請を行わないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓又はその他の物件を一定の場所に改葬し、若しくは移転することができる。

(改葬命令等)

第20条 市長は、墓園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、使用者に対し、改葬、墳墓等の改修又は移転その他の必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により改修又は移転を命じようとするときは、あらかじめ使用者に対しこれを通知し、代わりに使用すべき他の墓所を指定しなければならない。

3 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、補償金を交付することができる。

(土地の一時使用)

第21条 使用者が墓所の使用に伴う工事等のため墓園内を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者が工事等のため墓園内の土地、施設又は樹木を損傷したときは、原形に復さなければならない。

(行為の禁止)

第22条 墓園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓以外のものを建造する行為
- (2) 他の墓所の障害となる樹木を植栽する行為
- (3) 墓園の施設等を汚損し、損傷し、又は滅失する行為
- (4) 営業広告及びこれに類するものを表示する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓園の維持管理に支障を来す行為

2 市長は、使用者が前項各号の規定に違反したときは、原状に回復することを命じることができる。

(損害賠償等)

第23条 その責めに帰すべき理由により墓園を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第5条第2項、第13条第2項又は第21条第1項の規定による許可を受けないで墓所を使用した者

(2) 第12条の規定に違反して墓所の使用権を他人に譲渡し、又は転貸した者  
(規則への委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、この条例の施行の際、現に墓所の使用許可を受けている者から適用する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、改正前の日向市墓園条例に基づき現に使用許可を受けている者に係る使用料については、本条例による改正後の第6条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年11月28日

日向市長 西 村 賢

## 日向市火災予防条例及び日向市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(日向市火災予防条例の一部改正)

第1条 日向市火災予防条例（昭和37年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章の2　[略]	第1章～第3章の2　[略]
第4章～第7章　[略]	<u>第3章の3　林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>
附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第29条　火災に関する警報 <u>（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）</u> が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
(1)～(4)　[略]	(1)～(4)　[略]
<u>(5)　残り火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</u>	<u>(5)　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</u>
<u>(6)　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>	<u>(6)　残り火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</u>
	<u>第3章の3　林野火災の予防</u>

## (屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [略]

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

## (屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [略]

2 [略]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) [略]

2 [略]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)

(2)～(6) [略]

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(日向市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 日向市火入れに関する条例（昭和61年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報、<u>火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報、<u>火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報</u>が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

# 日向市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、法第1章第2節に定めるところによる。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児のうちに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為を受けた者がいる場合は、当該利用乳幼児の安全を確保し、そのための体制の整備に努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業者は、定期的に利用乳幼児の保護者その他の関係者（当該乳児等通園支援事業所の職員を除く。）又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所には、法に定める乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関する保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、次に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。
- (4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児、保護者その他利用乳幼児の関係者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設

又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。  
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。  
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳児又は幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、各一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。
- 3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
  - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園その他の施設又は事業所（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
  - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### (委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前でも行うことができる。

令和7年11月28日

日向市長 西 村 賢

## 日向市立学校設置条例の一部を改正する条例

日向市立学校設置条例（昭和40年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
小学校の名称	小学校の名称
〔略〕	〔略〕
日向市立坪谷小学校	日向市東郷町坪谷253番地1

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 第2次日向市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき令和3年度に策定した「日向市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」の計画期間が終了するため、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第2次日向市過疎地域持続的発展計画」を別冊のとおり策定する。

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市牧水公園交流施設

### 2 指定管理者となる団体の名称

住所 日向市鶴町1番地  
団体名 日向東臼杵観光機構合同会社  
代表者 代表社員 高木 慎平

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市障害者センター

### 2 指定管理者となる団体の名称

住所 日向市平野町1丁目22番地  
団体名 合同会社さわらび  
代表者 山口 真紀

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

- 日向市美々津軒
- 日向市美々津まちなみセンター
- 日向市美々津まちなみ防災センター
- 日向市歴史民俗資料館

### 2 指定管理者となる団体の名称

- 住所 日向市美々津町3244番地
- 団体名 美々津の歴史的町並みを守る会
- 代表者 会長 米原 康夫

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市細島みなと資料館

### 2 指定管理者となる団体の名称

住所 日向市大字細島593番地1  
団体名 HO S O S H I M A まちづくり協議会  
代表者 会長 三輪 俊二

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市ひとものづくりセンター

### 2 指定管理者となる団体の名称

住所 日向市大字日知屋8097番地2  
団体名 一般社団法人 日向地区中小企業支援機構  
代表者 代表理事 島原 俊英

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢

## 財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

1 購入物品 競技用具（バスケットボール競技）

2 契約の方法 指名競争入札

3 購入価格 34,288,100円

4 購入先 日向市鶴町3丁目2番4号  
ヤマガタスポーツ有限会社  
代表取締役 山形 圭二

令和7年11月28日 提出

日向市長 西 村 賢